

特別委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）定款第38条並びに組織及び業務分掌に関する規程に基づき、特別委員会の組織について定め、特別委員会の業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

(特別委員会)

第2条 当法人に関する特定の事項について調査、審査、監査等を実施するために、理事会の決議により特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の目的及び担当業務は、理事会の決議で定める。理事会は、特別委員会の目的及び担当業務の詳細についての決定を常務理事会に委任することができる。
- 3 特別委員会は、担当業務について企画・立案し理事会に上程するとともに、理事会決議に基づき担当業務を執行する。
- 4 特別委員会は、次の場合に当然に消滅する。
 - (1) 当該特別委員会の目的を達成した場合
 - (2) 当該特別委員会が目的を達成できないことが確定的になった場合
 - (3) 理事会にて廃止の決議をした場合

(委員)

第3条 特別委員会の委員は、理事、テコンドー又はパラテコンドー経験者及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

- 2 特別委員会の委員は、特段の理事会の決議がない限り、5名以内とする。
- 3 委員の任期は、特段の理事会の決議がない限り、2年とする。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

第4条 特別委員会に委員長を置き、委員長は、理事会で選任する。

- 2 委員長は、特別委員会の議長となり、会務を総括する。

(会議)

第5条 特別委員会は、必要に応じ、委員長が随時召集する。

- 2 委員長は、特別委員会を招集しようとするときは、委員に対し、原則として、開催日の1週間前までに、書面、FAX又は電子メール等適宜の方法により、会議の日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があれば、招集手続を省略することができる。
- 3 特別委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 前項において、適時に的確な意見表明が相互にできる電話会議又はテレビ会議等を利用することにより会議に出席することができる。
- 5 特別委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 5 特別委員会は、原則として、非公開とする。
- 6 特別委員会は、当法人の役員、他の特別委員会・専門委員会の委員、会員その他必要な者を参考人として会議への出席を求め、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 特別委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 担当理事が述べた意見は議事録に記載しなければならない。
- 3 第1項の議事録には、出席した委員全員が記名押印するものとする。
- 4 特別委員会の議事録は非公開とする。

(守秘義務)

第7条 特別委員会の委員は、特別委員会における審議の過程及び担当業務の執行の過程で知り得た情報を秘密として管理し、第三者に漏洩してはならない。

附則〔平成29年2月11日制定〕

この規程は、平成29年2月11日から施行する。

附則〔平成29年7月8日改正〕

平成29年7月8日の定例理事会において承認された本規程添付別紙の改正は、同日から施行する。

<別紙>

1 東京2020タスクフォース

【担当業務】

- (1) W T F が提供する国際大会の入札・交渉・準備に関する事項
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックに向けてテコンドー及びパラテコンドーのプロモーション及びマーケティングに関する計画の策定に関する事項
- (3) 東京オリンピック・パラリンピックに関するW T F その他関係諸団体との連絡・折衝に関する事項
- (4) その他前各号に関連する事項

2 東京オリンピック・パラリンピック対策室

【担当業務】

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた当法人の活動を支援する企業等スポンサーの獲得を行う。
- (2) 東京オリンピック・パラリンピック出場を目指すアスリートを強化するための専門家チーム（映像分析・栄養学・メンタル等）を組成し、強化委員会に情報を提供する。

以 上